

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 6 号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令	令和6年9月30日
消 防 局 訓 令 第 7 号	さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令	令和6年9月30日

さいたま市消防局訓令第6号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前											
別表第1（第2条関係）										別表第1（第2条関係）											
区分	男性 消防 吏員		消防 隊員		救急 隊員		救助 隊員		品目	1 回 に 申 請 で き る 最 大 数 量	数 量 1 当 た り の 点 数										
	1	数量	1	数量	1	数量	1	数量												1	数量
[略]										[略]											
活動服	[略]									活動服	バンド	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
	[略]											[略]									
夏活動服	上衣	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1		
		ズボン	2	1	9	2	1	9	2	1	9	2	1	9	2	1	9	2	1	9	
[略]										[略]											
別表第2（第2条関係）										別表第2（第2条関係）											
区分	女性消防 吏員		消防 隊員		救急 隊員		1回	数量	1回	数量	1回	数量	1回	数量	1回	数量	1回	数量	1回	数量	
	[略]																				[略]

品目	に申請できる最大数量		1当たりの点数		に申請できる最大数量		1当たりの点数	
[略]								
活動服	[略]							
	バンド	2	3	2	3	2	3	
[略]								

品目	に申請できる最大数量		1当たりの点数		に申請できる最大数量		1当たりの点数	
[略]								
活動服	[略]							
	バンド	2	3	2	3	2	3	
夏活動服	上衣	2	21	2	21	2	21	
	ズボン	2	19	2	19	2	19	
[略]								

様式第3号を次のように改める。

給与品及び個人貸与品管理状況検査表

年度	所属	階級	職員番号	氏名

1 給与品

品名		使用期間	現有数	今年度申請数	品名		使用期間	現有数	今年度申請数
冬帽		5年			冬救急服	上衣	3年		
夏帽		5年				ズボン	3年		
冬服	上衣	5年				バンド	3年		
	ズボン	5年			夏救急服	上衣(長袖)	3年		
	スカート	5年				上衣(半袖)	3年		
	ベスト	5年				ズボン	3年		
	ネクタイ	3年			救急服襟		1年		
	バンド	3年			救急肩章		3年		
夏服	上衣(長袖)	3年			救助服	上衣	3年		
	上衣(半袖)	3年				ズボン	3年		
	ズボン	3年			夏救助服	上衣	3年		
	スカート	3年				ズボン	3年		
防寒衣		5年			保安帽		5年		
白手袋		1年			シャツ	長袖	1年		
短靴		3年				半袖	1年		
パンプス		3年			防火フード		3年		
略帽		3年			革手袋		1年		
活動服	上衣	3年			作業用手袋		1年		
	ズボン	3年			防火手袋		1年		
	バンド	3年			名札	活動服	3年		
雨衣		3年		救急服		3年			
編上靴		3年		救助服		3年			
防火長靴		5年			音楽隊冬・夏服用短靴		5年		

2 個人貸与品

品名	貸与数	現有数	
装備品	階級章	2	
	き章	1	
	消防隊員章	1	
	救急救命士章	1	
	上級予防技術資格者章	1	
	予防技術資格者章	1	
	警笛	1	

備考 1 非該当項目については斜線を引く。

2 給与品の現有数については、使用期間に関わらず使用可能なものの数とする。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第7号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																						
<p>(着用期間)</p> <p>第4条 被服の着用期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、気候その他の事情により消防局長が必要と認めた場合は、期間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 活動服及び救助服は、年間を通して着用するものとする。ただし、6月1日から9月30日までの期間にあっては、夏救助服を着用することができる。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 消防吏員の服装</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">名札</td> <td style="text-align: center;">活動服</td> <td style="text-align: left;">生地は紺色とし、文字を<u>灰色</u>で表示する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p>	品名	区分	摘要	[略]			名札	活動服	生地は紺色とし、文字を <u>灰色</u> で表示する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	[略]		<p>(着用期間)</p> <p>第4条 被服の着用期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、気候その他の事情により消防局長が必要と認めた場合は、期間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 活動服及び救助服は、年間を通して着用するものとする。ただし、6月1日から9月30日までの期間にあっては、<u>夏活動服及び夏救助服</u>を着用することができる。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 消防吏員の服装</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">名札</td> <td style="text-align: center;">活動服</td> <td style="text-align: left;">生地は紺色とし、文字を<u>黄色</u>で表示する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p>	品名	区分	摘要	[略]			名札	活動服	生地は紺色とし、文字を <u>黄色</u> で表示する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	[略]	
品名	区分	摘要																					
[略]																							
名札	活動服	生地は紺色とし、文字を <u>灰色</u> で表示する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。																					
	[略]																						
品名	区分	摘要																					
[略]																							
名札	活動服	生地は紺色とし、文字を <u>黄色</u> で表示する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。																					
	[略]																						

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に給与されているこの訓令による改正前のさいたま市消防

吏員の服装に関する規程の規定に基づく活動服に係る名札については、この訓令による改正後のさいたま市消防吏員の服装に関する規程の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例により着用することができる。